

プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針(骨子案)

R2(2020).7.31 環境森林部廃棄物対策課

栃木県プラスチック資源循環推進条例(令和元年栃木県条例第2号)第7条の規定に基づき、プラスチック資源循環の推進に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るため、基本的な事項を定める。

1 指針の趣旨

2 プラスチック資源循環の現状

- 世界の状況
- 国内の状況(第四次循環型社会形成推進基本計画、プラスチック資源循環戦略)
- 本県の状況(栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言、栃木県プラスチック資源循環推進条例)

3 プラスチック資源循環の推進に向けた基本的考え方

- 発生の抑制
- 循環的な利用の促進
- 適正な処分
- 基盤整備

4 プラスチック資源循環に係る施策展開

- (1) 発生の抑制
 - 3Rプラス3R(プラス3R:リシーク、リフューズ、リファイン)
- (2) 循環的な利用の促進
 - 持続可能なリサイクル(水平リサイクル、分別回収)
 - 再生材等の利用促進
- (3) 適正な処分
 - 不法投棄・ポイ捨ての撲滅
 - 清掃活動・環境美化活動
 - 処理施設の確保
- (4) 基盤整備
 - 教育、環境学習の振興
 - プラスチック資源循環関連産業の振興(研究・開発を含む)
 - 連携協働・推進体制の構築

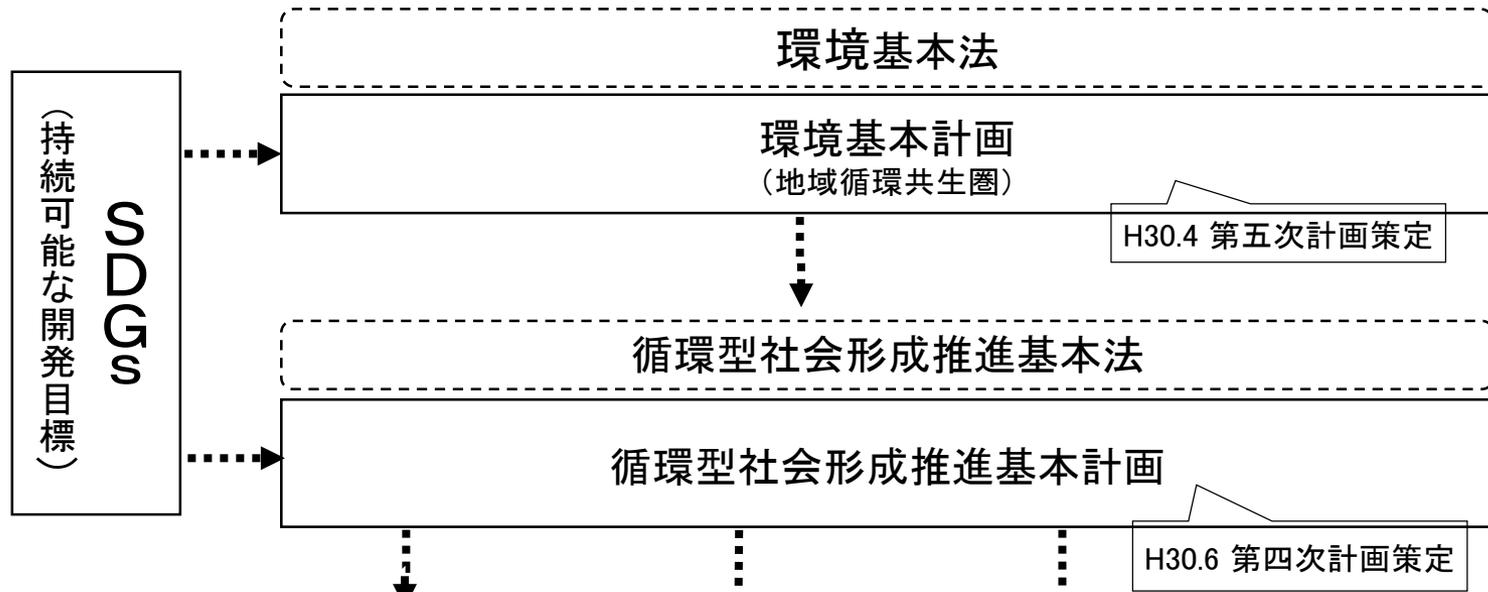
5 各主体に期待される役割

- 県
- 市町村
- 県民
- 事業者

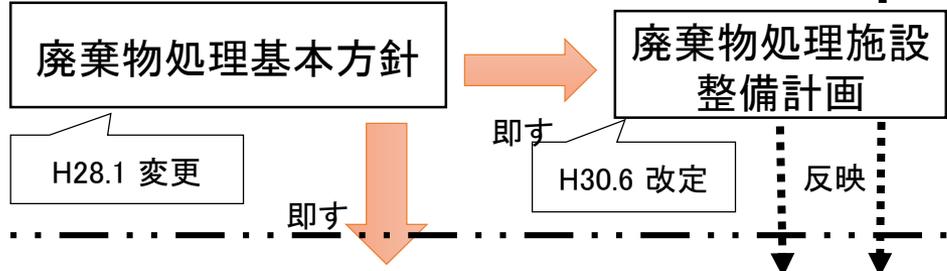
6 おわりに

栃木県プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針の位置付け

【国】



廃棄物処理法



【県】

